

別紙(四)

昭和二十二年十二月十七日

船船運管会
理事長 渡辺一良

船員中央労務委員会
全日本海員組合船船運管会
争議調停委員会
委員長 福原敬次 殿

貴調停案に対する回答書

昭和二十二年十一月十五日全日本海員組合より船員中央労務委員会に申
請された本会との間の争議調停に關し貴委員会が提示されました十二
日八日の調停案に対し慎重検討の結果本会としての意向を左の通り御
回答申し上げます

御提示の貴案はさきに本会が貴委員会に提出御審議をお願ひ致し申し
た対策とその思想におりて且又内容におりて必ずしも一致せず或る種
の項目についてはなお相当の懸隔あることを認められましたが貴案の示
された線は大局的に本争議を妥結に導く爲に得られました並々な
らぬ御努力の結果あることに思ひを致し御調停の主旨は原則として
これを謙承しその実現のために最善の努力を致します
時に早急支出を要する貴案第一の内の内の註に示された差額補給金に

相当する金額の支出に關しは差当り官公吏の臨時措置に依り給料の
二カ月分を十二月二十五日まで支給するよう手配いたします
なおその他各項目についてはも当業者間の細目審議を大急に進めると
ともに政府の認可を得るよう極力努力致す所存であります

別紙

覚書

昭和二十二年十二月八日付の本調停委員会の調停案に対し全日本海員組合よりは後諾の回答あり、船舶運管会よりは調停案の趣旨を諒承し実現に努力する旨の回答があった。従つて爰に調停成立した。依つて左記諒解事項を明らかにする。

諒解事項

- ① 差額補給金の内減金として、式々月分相当額は取り敢えず十二月二十五日迄に支給するよう手配すること。
- ② 其の他の細目に付いては十二月二十五日迄に協定成立を目途として直ちに協議を用始すること。
- ③ 運管会は昭和二十三年一月二十五日までに本調停案に基いた船員暫定基準賃金を実施すべく必要な措置を完了すること。

昭和二十二年十二月十九日

調停委員長 福原敬次

船舶運管会理事長 渡辺一良

全日本海員組合組合長 陰山 寿

別紙 内

船員法 抜萃

第八十条 船舶所有者は、船員の東船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならぬ。
 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は命令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によらなければならぬ。
 第三百三十条 船舶所有者は、(中略) 第八十条(中略)の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基いて発する命令に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

船員法 施行規則 抜萃

第五十条 船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全その他船舶に從事する期間中にその費用をこれに食料を支給しなければならぬ。負傷又は疾病のため職務に從事しない期間についても同様とする。
 第五十二条 法第八十条第二項に規定する食料表は、第五十三条に規定する船舶を除いて第一号表の一とする。
 第八十六条 第五十二条の適用については、当分の間第一号表の三によるものとする。

第一号表の三

品名	数量
主食	700 トラム
生野菜	440 "
獣肉	300 "
つけ物	100 "
味々、しょう油、塩、酢、茶等	適量

備考

1. 一人一日摂取量は、この表に示す通りである。これは、この表に示す通りである。
2. 本表は、食料の支給量を、自然の食料の支給量と見做す。
3. 本表は、食料の支給量を、自然の食料の支給量と見做す。
4. 本表は、食料の支給量を、自然の食料の支給量と見做す。
5. 本表は、食料の支給量を、自然の食料の支給量と見做す。

6. 食糧貯蔵に用いるのは、なるべく（電質）冷蔵庫を備え鮮度保持につ
7. 食糧貯蔵に用いるのは、なるべく（電質）冷蔵庫を備え鮮度保持につ

船員待遇問題に因り船員中央労働委員会へ提訴の全日務組の要求、
調停案並びに現状
昭和二二、一、三、八

項目	要	調停案	現状	備考
一、最低賃金 別の確立	(1) 家族手当以外の総収入を 二倍とする (2) 家族手当は一八五〇円 (3) 如給金廃止、新給金設置 (4) 七月一日に適及実施	現状の六割増 (右の内家族手当五〇〇円 を含む) 税制改革の要あり (対政府)	家族手当以外の平均給与 (一六〇〇〜一八〇〇円) (高級船員) 東船中 三、七三三 予備中 二、四八九 (普通船員) 東船中 二、一三三 予備中 一、四二三	一八〇〇円、八 七の差額は、 一時手当金と して十二月分 支給し、配者 (三十分分)
二、諸手当の増額	(1) 乗船手当、航海手当は五〇 元未満のもの五〇元以上 と同様とする (2) 乗船特別手当の最高限額 (3) 機関部員手当 高級、普通共月額二〇〇円 焚火、石炭運搬者は三〇〇 円加給 (4) 船匠道具手当月額三〇〇円 (5) 各種労働者手当増額 (6) 本勤手当、勤務員手当の 増額	(1) 細目協定で適宜に定める (2) 本手当の主旨に鑑み向意 し難い、但し引上の要あり (3) 普通船員は対し月額百 四十円 (4) 焚火、運搬に従事するもの 月額二百四十円 (5) 月額二百四十円 (6) 定率制のものは率を改定す ることなく、新本給に對して 適用すること (7) 定率制のものは、現行額の約 七割と目標とする (8) 本勤手当は、現行賃金待機加 給金と本勤特別加給金の差額 に於いて現行本勤手当額及び 賃金六割増等の諸条件と 考慮し適正な手当を決定す (9) 勤務員手当は、本業員の特 遇と照合して決定する (10) 乗船特別手当は、乗船者 が乗船し決定を見る日よりと する	(1) 五〇元以上は本給に對する定率 増 五〇元未満は定額制 (2) 航海中 二五〇円止り (3) 航海中 一、二五〇円止り (4) 普通船員のみ支給月額二〇〇円 焚火、石炭運搬者は三〇〇円加給 月額 三〇〇円 (5) 各種労働者手当 (6) 本勤手当本給により月額二月 三月四月五月 勤務員に對する手当は本給に より月額七月五〇、九月 一〇月	職階別手当なし、但し乗船 手当は船長に對し特別と認 めてゐる
三、職務手当の 制度	新職務手当設置	再考、右前十分増額し 適正な手当を決定する よう取計うこと	職階別手当なし、但し乗船 手当は船長に對し特別と認 めてゐる	
四、船内食糧 の完全支給	(1) 完全支給 (2) 金額は月額 一八、一三三、二〇〇円 (3) 現行船内食糧 (4) 現行船内食糧	船内食糧、配給制度 改善の要あり(対政府)	現下口内食糧事情により精、 不田澤のところがあり 以主食糧調味料は現物支給 副食は物販五三〇円支給但し 三三〇円カローリ採取するための起 通額は認めない	目下大蔵省に計 し月額二四〇円 季末中 右の中副食 物販は五三〇 約九三〇円
五、結婚資金	六〇〇〇円支給	一年以上の船員に對し三〇〇〇円 を、貸付条件は両当事者同意 議決定のこと		
六、船内文化費	一八〇〇円月額五〇円	一八〇〇円月額三〇円	一八〇〇円月額一〇円	

参考 三ノ二

一 所要経費

組合要求額
調停額

約二十億円
約十二億円

二 運営会経費中ニ占ムル船員費

二十二年度予算 二五・三%
調停実施影響 三二・八%

三 官吏との比較

給料	官吏	船員
現行基準賃金	一八〇〇円	二三八〇円 (一六〇〇ベース)
改定予定額 (一月)	未定	三、八〇〇円 (二、五六〇〇)
補給金	二八〇円 (二、八〇〇ベース)	二、八五〇円 (一、六〇〇)
改訂家賃手当	未定 (現行一五〇円)	二、八五〇円 (一、六〇〇)
		五〇〇円 (現行一五〇円)

四 食料金

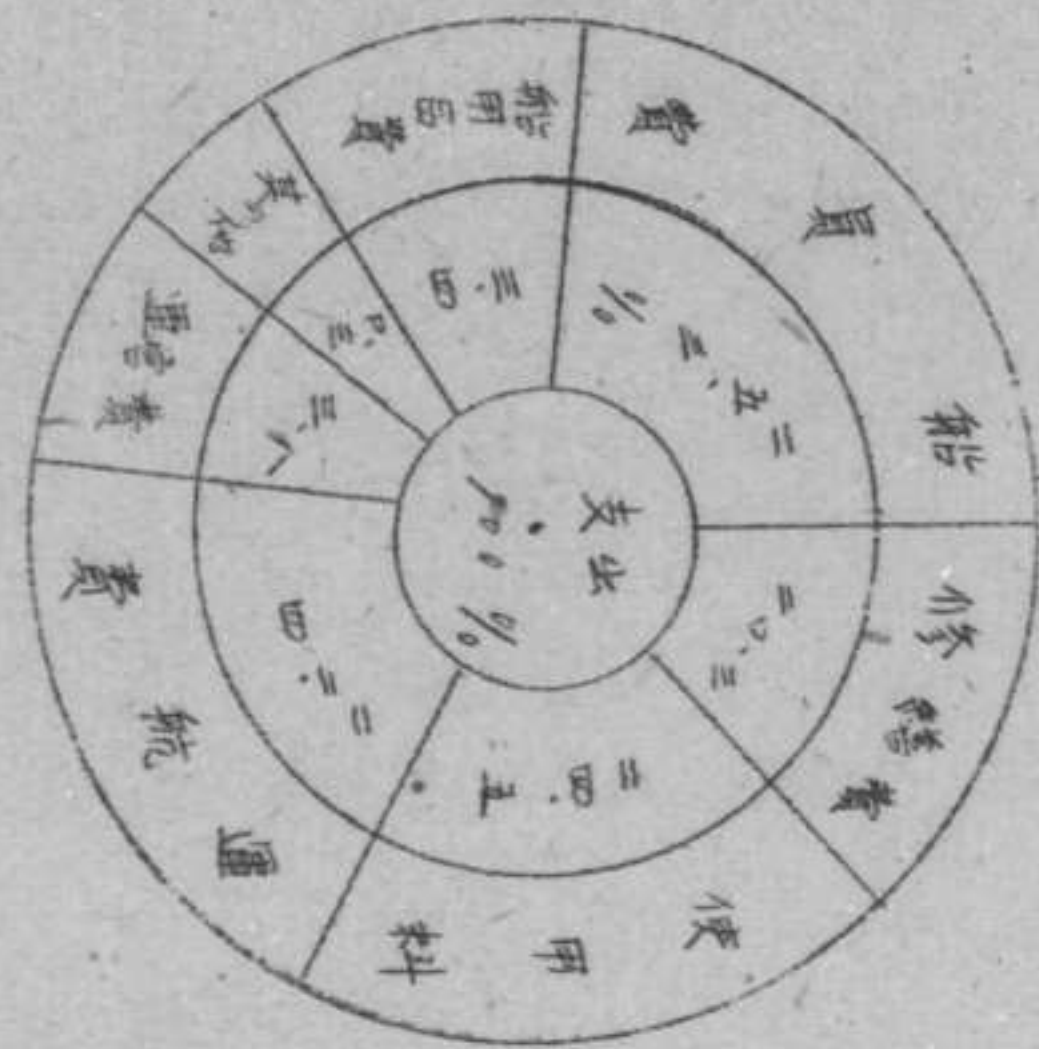
現行	金額	カロリー
大蔵省案	附帯費ヲ除キ、八〇〇円 (附帯費二〇〇円余を含ま)	七、七〇〇
運輸省案	(附帯費二〇〇円余を含ま)	六、七〇〇
調停案	附帯費ヲ除キ、七〇〇円	三、〇一三
組合要求案	附帯費ヲ除キ、一八〇三円	三、〇一三

備考

船員法規定の基準 三七〇大カロリー以上
暫定 三七〇〇

参考 三ノ三

23年度 運送費分析表



22年度 運送費分析表



参考 四

海員勤第百三号

昭和二十二年八月二十五日

海運総局長官

各海運局長 支局長
各海運監理部長 支部長 殿

船員に対する主食及調味料の配給について

右にのりてはさきに農林省関係当局よりニ食糧第一一五三号を以て関係
地方長官宛に船員の主食に副食物の配給について我が口海運事業の重要性と船員業務
の特殊性に鑑み優先的に且質的にも考慮を拂われし様依頼された。今度更に、主食及味
噌、醤油について別紙のとおり取計らいを、あつたから右了知の上貴官自ら関係地方長官と
密接なる連絡をとり、極力善処せられると共に地方単位の主食の割当協議会等あら
は貴官は勿論、労務者側の海員組合代表をも考慮せしむる様盡力ありたい。
なお地方船員食糧委員会についてはより格別の働きを煩しめているが、一部地方にあつたはその
活動の範囲が単に配給上の面のみならず、配給の配意を願いたい。
追つて主食の各地の配給状況(七月分)は別表のとおりであつて一般陸上に比し何等特別の考慮を
拂われてない地方、及また回答がない地方は至急その理由を報告されたい。

二二食糧第三三九二号（米麦）

昭和二十二年八月二十二日

食糧管理局長官

縣知事 殿

船員に対する主要食糧の配給に關する件

船員に対する主要食糧の配給に關してはその優先的配給につき予より格
別の脚配慮を煩してゐる次第であるが船員の海上勤務の特殊性に鑑みその
配給品目につき復的にも考慮を拂うの要があることを認められるので現下の端
境期の米穀の需給事情は極めて困難な折柄ではあるが船用米の配給は可及
的優先的に米麦を以て充たし或は輸入食糧等を以て補填する場合に於ても
努めて良質の主食を以て配給を実施せらるる様特別の脚措置を相煩し度

二二食局第一四九〇号

昭和二十二年八月二十日

農林省食糧局長

關係地方長官 殿

船員用味噌醬油の配給に關する件

船員用味噌、醬油の配給については種々脚配慮に預つてゐるが海上輸送の
任務に従事する船員業務の特殊性に鑑み特に配給の確保を期する要がある
から特段の脚配慮により之を供給方依頼する
追而右は貴縣（新道府県）割当の給食用その他から配給せらるる

海員勤第六七一号

昭和二十二年七月二十八日

海運総局船員局長

各海運局長
各海運監理部長
各海運支局長
各海運監理部支局長

展文

船員に対する水産物の配給について

曩に船員に対する主要食糧並に副食物の配給について食糧管理局長官並に
農林省食品局長より各地方長官に宛て我國海運事業の重要性と船員の海上
勤務の特殊性に鑑み船員用については優先的に取^計う様通牒がなされたが今
度水産物についても農林省水産局長より別紙のとをり同様の取計の及ぶ
左から御了知願いたい。

二二局第一六四五号

昭和二十二年七月二十五日

農林省 水産局長

関係地方長官 殿

船員に対する水産物の配給に関する件

右については予より格別の御配慮を煩はしてゐる次第であるが現在に
於ける我國の海運事情は愈々その重要性を加へてゐると共に船員の海上
勤務の特殊性に鑑みこれら船員の配給は量質共に優先的に確保しなけれ
ばならない事情にあるので貴管下の水産物についても船員に對して特に優
先的に確保配給の措置を講せられるやう格段の御配慮を願ひたい。